

名古屋市第1号介護予防支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」(以下「要綱」という。)第3条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 第1号介護予防支援事業の実施については、市が名古屋市地域包括支援センター運営事業実施要綱の定めるところにより市内に設置される地域包括支援センターの設置法人に委託して行うものとする。また、委託を受けた地域包括支援センター設置法人は事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(対象者)

第3条 第1号介護予防支援事業の対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)とする。

(実施の視点等)

第4条 第1号介護予防支援事業は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。さらに、サービス利用を終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があるため、対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行う。

(第1号介護予防支援事業の種類)

第5条 第1号介護予防支援事業の種類は、次のとおりとする。

一 ケアマネジメントA

対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第3条第1号ア(1)又は同条同号イ(1)に規定する事業が含まれている場合。

二 ケアマネジメントB

対象者が第 1 号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ア (2)、同条同号イ (2) 又は同条同号イ (3) に規定する事業が含まれており、要綱同条同号ア (1) 又は同条同号イ (1) に規定する事業が含まれていない場合。

三 ケアマネジメント C

対象者が第 1 号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ア (3)、同条同号ウ又は同条第 2 号アからオのいずれかに規定する事業が含まれており、要綱第 3 条第 1 号ア (1) 及び (2) 並びに同条同号イ (1) から (3) に規定するいずれの事業も含まれていない場合。

(アセスメント)

第 6 条 アセスメントは、対象者の居住環境や家族の状況などの把握に努め、対象者や家族との信頼関係を構築するとともに、根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにすることを目的とする。

2 アセスメントは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。

一 ケアマネジメント A

対象者の居宅を訪問して実施する。

二 ケアマネジメント B 及びケアマネジメント C

原則として、対象者の居宅を訪問して実施する。ただし、第 1 号介護予防支援事業により対象者が利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ア (2) に規定する事業（以下「生活支援型訪問サービス」という。）が含まれていない場合は、居宅を訪問せずに実施しても差し支えないが、この場合においても、前項の目的が果たされるようにする。

(ケアプラン原案作成)

第 7 条 ケアプラン原案作成は、対象者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援するとともに、その後の対象者への関わりの必要度合いにより、第 1 号介護予防支援事業の類型を決めるものとする。

2 対象者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、対象者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、介護予防・生活支援サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載したケアプラン原案作成を行う。

(サービス担当者会議)

第 8 条 サービス担当者会議は、対象者やその家族の生活全体及びその課題を

共通理解すること、地域の公的サービス・インフォーマルサービスなどについて情報共有し、その役割を理解すること、対象者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画などを協議すること及びケアプランにおけるサービス事業者等の役割を相互に理解することなどを目的として行う。

2 サービス担当国会議は、ケアプラン作成時、ケアプラン変更時、法第 33 条第 4 項の規定により準用する法第 32 条第 6 項の規定により対象者に関する要支援更新認定が行われた時（以下「要支援更新認定時」という。）、要綱第 17 条第 1 項の規定により対象者が事業対象者の有効期間の更新を行った時（以下「事業対象更新時」という。）その他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメント C の場合においては実施を要しない。

3 サービス担当国会議の会議出席者及び会議で検討した内容等を記録する。

（対象者への説明・同意）

第 9 条 ケアプランの原案について、対象者へ説明し対象者から文書により同意を得る。

（ケアプラン確定・交付）

第 10 条 前条に規定する対象者からの同意を得て、第 7 条の規定により作成したケアプラン原案を確定し、対象者に交付する。

2 必要に応じて、対象者からケアプランをケアプランに位置づけたサービス事業者に交付することについて同意を得た上で、ケアプランをケアプランに位置づけたサービス事業者に交付する。

（モニタリング及び評価）

第 11 条 モニタリング及び評価は、対象者にサービスによる支援が実施されている間、必要に応じて実施状況を把握し、目標との乖離が見られた場合には、再度ケアプランを作成すること、順調に進行した場合は、サービスによる支援を終了し、本人との面接等により評価を行い、サービスによる支援終了後も対象者がセルフケアを継続できるよう、必要な情報提供、助言を行うことを目的として行う。

2 モニタリングは、第 1 号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。

一 ケアマネジメント A

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援更新認定時、事業対象更新時、3 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の

居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

二 ケアマネジメントB

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月 1 回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援認定更新時、事業対象者該当の有効期間の更新時、生活支援型訪問サービスを含む場合においては、6 か月に 1 回及びその他必要時、対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

三 ケアマネジメントC

実施を要しない。ただし、対象者が第 1 号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第 3 条第 1 号ウに規定する事業（以下「自立支援型配食サービス」という。）が含まれている場合は、概ね自立支援型配食サービスの利用期間が満了する日の前 1 か月間に、自立支援配食サービスの利用について実施する。

3 評価は、サービス評価期間終了月及びその他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントC（対象者が第 1 号介護予防支援事業により利用する事業に、自立支援配食サービスが含まれている場合を除く。）の場合においては実施を要しない。

4 モニタリング及び評価結果を記録する。

（給付管理票等）

第 12 条 地域包括支援センター設置法人は、ケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行った対象者について、ケアマネジメントA又はケアマネジメントBに基づくサービスが実施された月の給付管理票を作成し、サービスが実施された月の翌月 10 日までに愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する。ただし、その日までに提出ができなかった場合は、翌々月以降に提出するものとする。

2 地域包括支援センター設置法人は、ケアマネジメントCを行った対象者について、ケアマネジメントCを行った月の委託先支援事業所情報を作成し、ケアマネジメントCを行った月の翌月 10 日までに名古屋市へ提出する。

（委託料の請求）

第 13 条 地域包括支援センター設置法人は前条第 1 項に係る第 1 号介護予防支

援事業の委託料をケアマネジメントA又はケアマネジメントBに基づくサービスが実施された月の翌月 10 日までに名古屋市に請求する。

2 地域包括支援センター設置法人は前条第 2 項に係る第 1 号介護予防支援事業の委託料をケアマネジメントCを行った月の翌月 10 日までに名古屋市に請求する。

3 第 1 項の請求に係るケアマネジメントA又はケアマネジメントBを行った対象者が住所地特例者である場合は、当該対象者の給付管理票の写しを名古屋市へ請求時にあわせて提出する。

(委託料の支払い)

第 14 条 名古屋市は、国保連に地域包括支援センター設置法人に対する第 1 号介護予防支援事業費の委託料（以下「第 1 号委託料」という。）の支払いを委託する。

2 名古屋市は国保連より第 1 号委託料に要する額の請求を受け、国保連にその額を支払う。

3 第 2 項により、名古屋市から第 1 号委託料の額に要する額の支払いを受けた国保連は、地域包括支援センター設置法人に第 1 号委託料を支払う。ただし、地域包括支援センター設置法人が第 1 号介護予防支援事業の一部を居宅介護支援事業者に委託している場合は、地域包括支援センター設置法人が居宅介護支援事業者へ支払う委託料（以下「居宅支援事業者委託料」という。）を国保連が居宅介護支援事業者へ支払い、第 1 号委託料から居宅介護支援事業者委託料を控除した額を地域包括支援センター設置法人へ支払う。

4 第 1 号介護予防支援事業の対象者が住所地特例者の場合は、前 3 項の規定によらず、名古屋市は地域包括支援センター設置法人に対し第 1 号介護予防支援事業費の委託料を支払う。

5 国保連により委託料の支払いができない事情がある場合は、委託料の支払いについて、名古屋市と地域包括支援センター受託法人と協議する。

(委託料の額)

第 15 条 第 1 号介護予防支援事業の委託料は次のとおりとする。

一 第 1 号介護予防支援事業に要する委託料の額は、別表第 1 号介護予防支援事業単位数表により算定するものとする。

二 第 1 号介護予防支援事業に要する費用の額は、10 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号）に定める名古屋市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額に別表第 1 号介護予防支援事業単位数表に定める額を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により第 1 号介護予防支援事業に要する委託料の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 第 2 条の規定により委託を受けた地域包括支援センター設置法人は、第 1 号介護予防支援事業を実施するにあたり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。また、事業により知り得た秘密を保持しなければならない。

2 第 2 条の規定により委託を受けた地域包括支援センター設置法人が事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、委託を受けた地域包括支援センター設置法人は、委託した指定居宅介護支援事業者に対して、前項の規定を遵守させなければならない。

附 則

1 この要領は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、この要領の施行について必要な準備行為は、要領の施行日前においてもすることができる。

2 この要領に定めるもののほか、前項の準備行為について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 号介護予防支援事業単位数表

1 第 1 号介護予防支援事業費

ア ケアマネジメント A 及びケアマネジメント B 430 単位

イ ケアマネジメント C 208 単位

注 1 第 1 号介護予防支援費は、対象者に対して第 1 号介護予防支援事業を行い、かつ、月の末日において給付管理票又は委託先支援事業所情報を提出している地域包括支援センター設置法人について、所定単位数を算定する。

注 2 対象者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、第 1 号介護予防支援費は算定しない。

2 初回加算 300 単位

地域包括支援センターにおいて、新規に第 1 号介護予防支援事業（ケアマネジメント C を除く。）を行う対象者に対し第 1 号介護予防支援事業を行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

3 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 対象者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該対象者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 7 項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前 6 月以内において、当該対象者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。